

事務連絡

令和5年10月25日

外来対応医療機関 御中

茨城県土木部都市局建築指導課

新型コロナウイルス感染症対策に係る応急仮設建築物について（依頼）

コロナウイルスに感染した疑いのある発熱患者を診療・検査するために設けられる応急仮設建築物は、建築基準法（以下「法」という。）第85条第2項の「災害があった場合において設置する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物」に該当するため、法の規定が一部免除されます。

このため、応急仮設建築物の設置にあたり事前に建築確認申請（法第6条）を行う必要はありませんが、3ヶ月を超えて設置する場合は、特定行政庁※の許可を受ける必要があります。（法第85条第3項）

また、本許可は「安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める」場合に許可できることになっています。許可の際に是正等の手戻りが無いよう、応急仮設建築物を設置する場合は次貢の「応急仮設建築物を設置する際の留意点」にご注意願うとともに、できるだけ事前に、特定行政庁※にご相談くださいようお願いします。

なお、応急仮設建築物の設置可能期間は、設置後3ヶ月を超えることとなる日から2年間となりますので、ご注意ください。ただし、別途の許可申請により、期間を延長できる可能性があります。

※特定行政庁：水戸市、日立市、土浦市、古河市、高萩市、北茨城市、取手市、つくば市、ひたちなか市
茨城県（県の管轄は上記9市の区域以外）

《建築基準法（抜粋）》

（仮設建築物に対する制限の緩和）

第八十五条

2 災害があつた場合において建築する停車場、官公署その他これらに類する公益上必要な用途に供する応

急仮設建築物又は工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物については、第六条から・・・（中略）・・・第四十条の規定並びに第三章の規定は、適用しない。ただし、防火地域又は準防火地域内にある延べ面積が五十平方メートルを超えるものについては、第六十二条の規定の適用があるものとする。

3 前二項の応急仮設建築物を建築した者は、その建築工事を完了した後三月を超えて当該建築物を存続させようとする場合においては、その超えることとなる日前に、特定行政庁の許可を受けなければならない。

ただし、当該許可の申請をした場合において、その超えることとなる日前に当該申請に対する処分がされないときは、当該処分がされるまでの間は、なお当該建築物を存続させることができる。

4 特定行政庁は、前項の許可の申請があつた場合において、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるとときは、二年以内の期間を限つて、その許可をすることができる。

担当：建築指導課 建築グループ 市村

TEL：029-301-4727（直通）

<応急仮設建築物を設置する際の留意点>

1. 設置にあたり事前の許可や建築確認は必要有りません。

設置後、3ヶ月を超えて存続させる場合は、許可が必要となりますので、設置時点で★に注意してください。

★設置の際の注意事項（許可の際に是正指示がありえる事項です。）

①既存の建物との離隔距離の確保（延焼ライン内に仮設建物を設置しない。）

病院等の既存建物がRC造等の耐火建築物等の場合、仮設建築物は次の離隔距離を確保して設置する必要があります。

- ・既存病院が1階建ての場合 = 6m超
- ・既存病院が2階建て以上の場合 = 10m超

もしくは、既存建物の開口部（窓等）を網入りガラス等とする必要が有ります。

②既存病院への救急車両や消防車両の通行や活動に支障が生じる場所に、仮設建築物を設置しないで下さい。

（非常用の進入口がある場合は、その前まで消防車両が進入することを想定しています。）



③仮設建築物には、24時間の換気が必要となります。

換気扇と給気口の設置を行ってください。

④仮設建築物で水を使用する場合は、排水を適切に処理してください。

（敷地内の下水排水管に接続する等が必要です。）

⑤仮設建築物は、本格的な基礎を設ける義務はありませんが、その場合、風や地震で建物が転倒や滑動をしないことを計算によりチェックして下さい。

⑥設置の際には所管の消防署にもできる限り、ご相談ください。

（許可にあたり、消防同意も必要になります。）

2. 設置後、3ヶ月を超えて存続させる場合は、許可が必要となります。

・3ヶ月を経過する前に管轄※の建築指導課と事前協議のうえ申請を行って下さい。

（県管轄の場合は、1ヶ月前に協議開始、2週間前に許可申請を行って下さい。）

※管轄：次の9市内に設置する場合は、設置市となります。

水戸市、日立市、土浦市、古河市、高萩市、北茨城市、取手市、つくば市、ひたちなか市

茨城県（県の管轄は上記9市の区域以外に設置する場合）

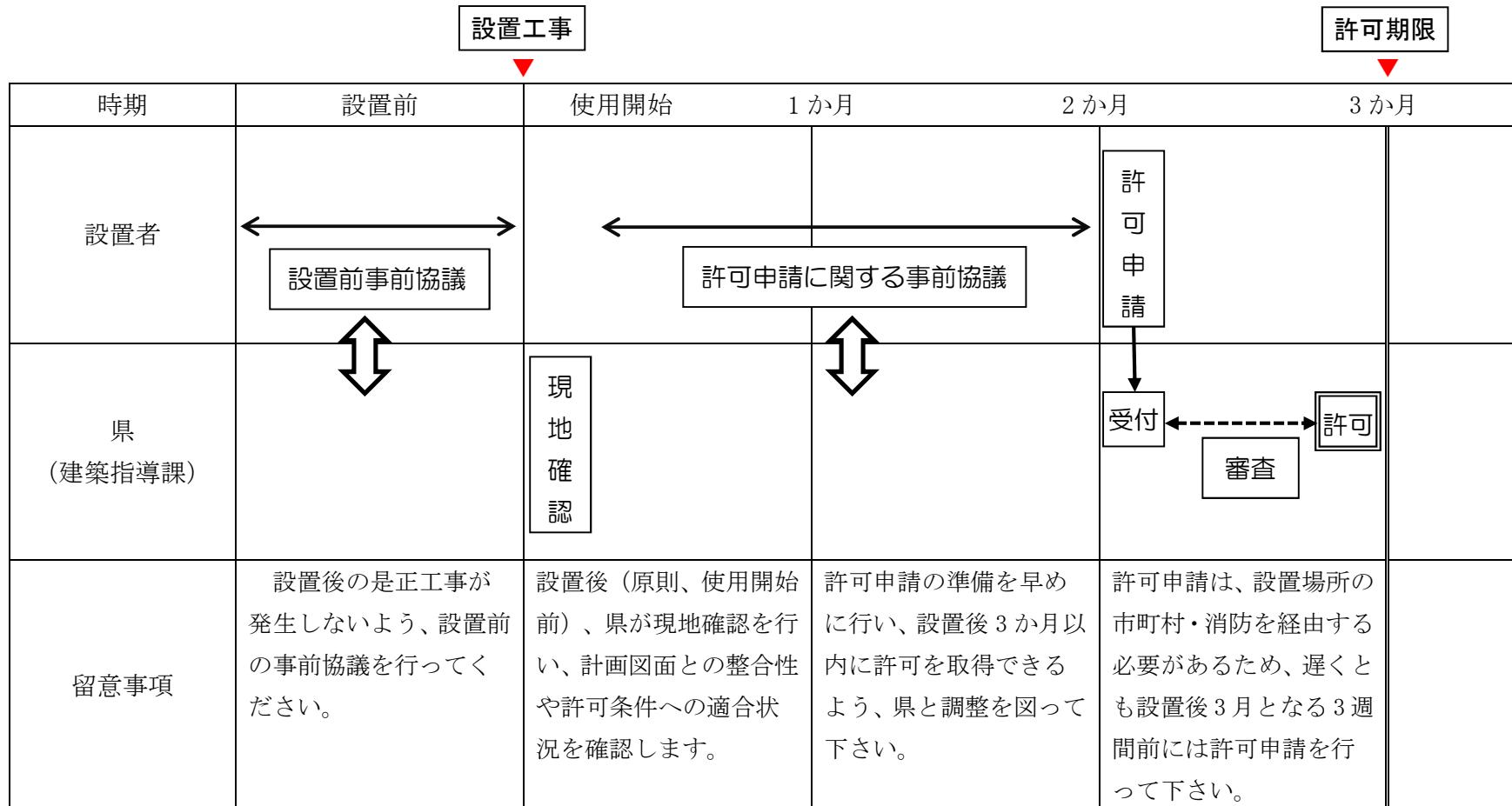
※許可を申請する場合は、建築基準法への適合状況の確認のための資料や図面の添付が必要ですので、早めに仮設建物の設置業者や建築士の方等にご相談下さい。

◎許可は、設置後3か月を超えることとなる日から、2年の期間を限って行うものです。

原則、2年を経過する前に撤去が必要となります。ただし、別途の許可申請により、期間を延長できる可能性があります。

※撤去予定がないものは、通常の建築確認の手続きを行って下さい。

●応急仮設建築物の許可手続きについて（建築基準法第85条第2項関係）



※法85条2項の応急仮設建築物の建築確認申請は不要ですが、設置後3か月を超えて該仮設建築物を存続させようとする場合は、3か月を超える前に許可を受ける必要があります。

3か月を超えて応急仮設建築物を設置する予定がある場合は、設置前のご相談をお願いします。

※許可申請には建築基準法に関する専門的な知識が必要です。設置前から建築士と許可申請手続きを含めた相談をお願いします。

設置前事前協議の際に用意して頂きたい書類については裏面

茨城県土木部都市局建築指導課
建築担当 Tel:029-301-4727

●**設置前** 事前協議の際に用意して頂きたい書類と留意点

※図面等は用意できる範囲で構いません。

図面等	留意点
配置図	<ul style="list-style-type: none">敷地内の既存建築物の概要が分かるものとして下さい。 (規模、耐火構造、準耐火構造の別等)敷地の接道状況が分かるものとして下さい。 (安全上の支障がないか確認するため) ※直近の建築確認申請書類等をご確認下さい。
現地写真	<p>以下の状況が分かる写真としてください。</p> <ul style="list-style-type: none">設置予定位置の周囲の状況。 (既存建物の開口部の位置などの確認のため)建築物を設置する場所の地面の状況。
平面図	<ul style="list-style-type: none">設置される建築物の規模や、採光、換気及び給排水の状況を確認できるものとして下さい。
立面図	
断面図	<p>(プレハブ等の既製品を設置する場合は、カタログ等で構いません)</p>
建築物の転倒や滑動に関する検討書	<ul style="list-style-type: none">風や地震などの力によって、建築物に転倒や滑動が生じて安全上の支障が生じないよう検討を行う必要があります。
県と病院で締結した 業務委託契約書の写し	<ul style="list-style-type: none">設置者が民間の場合に限ります。
工事工程表	<ul style="list-style-type: none">設置時期等のスケジュールを確認します。
設置概要	<ul style="list-style-type: none">設置を行う理由等を記載して下さい。 (設置建築物で行う作業、設置が必要な理由、設置する期間等)

※市街化調整区域の場合

仮設建築物については、市街化調整区域内に建築する場合、都市計画法の許可が不要となります。

許可申請の際の申請書類と申請の流れについて

<p>許可申請の際に必要な書類 (正本・副本の計2部をご提出ください)</p> <p>※この他市町村、消防部局で各1部必要となる場合があります。</p> <p>申請前に管轄の市町村及び消防部局にご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 許可申請書 (東京都都市整備局のHPから取得できます)<input type="checkbox"/> 付近見取図<input type="checkbox"/> 配置図<input type="checkbox"/> 各階平面図<input type="checkbox"/> 2面以上の立面図<input type="checkbox"/> 断面図<input type="checkbox"/> 構造図<input type="checkbox"/> プレハブの構造検討書 (仕様書のようなもので可)<input type="checkbox"/> 基礎に関する検討書 (転倒・滑動に対する構造検討書)<input type="checkbox"/> 許可申請を行う理由書<input type="checkbox"/> 工程表<input type="checkbox"/> 換気扇のカタログ (設置するプレハブが居室である場合、24時間換気の設置が必要となり、その根拠資料として添付が必要です)<input type="checkbox"/> 委任状 (申請者が許可申請手続きを委任する場合) <p>※その他、審査の中で追加資料を求める場合もあります。</p>	<p>許可申請の際の申請先</p> <p>□計画建築物が所在する市町村の建築主務課 ↓</p> <p>□計画建築物が所在する市町村を管轄する消防署等 ↓</p> <p>□計画建築物が所在する市町村を管轄する県民センター (茨城県の出先機関) ↓</p> <p>□茨城県土木部都市局建築指導課</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※応急仮設建築物の許可手続き（建築基準法第85条第2項関係）については、**申請手数料不要**です。